

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和 7 年 9 月 5 日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

(1) 件名

建築行政共用データベースシステム用機器の賃貸借

(2) 借入物品名及び数量

建築行政共用データベースシステム用機器一式（パソコン 6 台、モニター 6 台、モニターアーム 6 台、NAS 6 台、外付け HDD 6 台、UPS 6 台、搬入、据付け、調整、撤去、保守一式）

(3) 借入物品の内容等

入札説明書による

(4) 借入期間

令和 7 年 1 0 月 1 0 日から令和 1 2 年 9 月 3 0 日まで

(5) 借入場所

知事が指定する場所

(6) 入札方法

入札金額は、1 月当たりの借入代金を記載すること。

また、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和 5 ～ 7 年度の製造の請負等に係る一般競争入札

に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 借入物品に係る保守及び点検の体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (4) 愛媛県内において、本案件に類似した機器（パソコン、周辺機器）のリース実績がある者であること。
- (5) 愛媛県内に契約可能な事務所（契約可能な本店又は支店等）を置く者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
愛媛県土木部道路都市局建築住宅課建築指導係
〒790-0004 愛媛県松山市大街道三丁目 1-1 いよてつ会館ビル 5 階
電話番号 (089) 912-2757
- (2) 入札書の提出先
いよてつ会館 5 階建築住宅課
- (3) 入札書の受領期限
令和 7 年 9 月 22 日（月）午前 9 時 59 分
- (4) 入札説明書の交付方法
(1) に掲げる場所で交付する。なお、県ホームページからもダウンロード可能である。
- (5) 開札の日時及び場所
令和 7 年 9 月 22 日（月）午前 10 時
いよてつ会館 4 階建築住宅課会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金
愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号）第 135 条から第 137 条
までの規定による

- (3) 契約保証金
愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号）第 152 条から第 154 条
までの規定による

- (4) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格審査申請書を知
事に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに
応じなければならない。

ア 申請書の受付時期

令和 7 年 9 月 5 日（金）から 9 月 12 日（金）までの執務
時間中

イ 受付場所

3 の (1) に掲げる場所

- (5) 入札の無効
2 に掲げる資格を有さない者の提出した入札書及び入札者に求められる
義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

- (6) 契約書作成の要否
要

- (7) 落札者の決定方法
この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、
愛媛県会計規則第 133 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内
で最低価格を持って有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) その他

詳細は、入札説明書による。